

第130期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

石川県加賀市熊坂町イ197番地
当社 致遠館 1階大ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

目次

株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	26
計算書類	39
監査報告	45

ご来場に際してのお願い

- ・感染拡大防止の観点から書面（郵送）又はインターネット等による事前の議決権行使もご検討くださいますようお願いいたします。
- ・株主総会へのご来場を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただくと共に、感染防止措置へのご協力をお願いいたします。
- ・感染リスク低減のため座席間隔を上げた座席配置とさせていただきますことから、座席数に限りがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場者へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承ください。
- ・株主総会の運営に関する変更等を決定した場合には、速やかに当社ウェブサイト等にてお知らせいたします。
(<https://www.did-daido.co.jp/>)

証券コード 6373
2023年6月1日

株 主 各 位

石川県加賀市熊坂町イ197番地
大同工業株式会社
代表取締役社長 新家 啓 史

第130期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第130期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.did-daido.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家向け情報」「株主総会情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大同工業」又は「コード」に当社証券コード「6373」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 石川県加賀市熊坂町イ197番地
当社 致遠館 1階大ホール(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第130期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第130期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について前記インターネットの各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」及び連結計算書類の「連結注記表」並びに計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

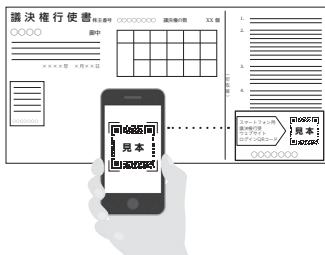
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

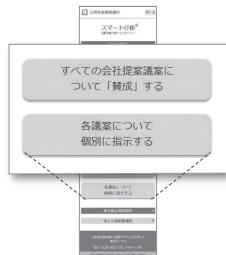
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

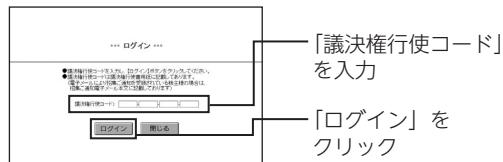
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

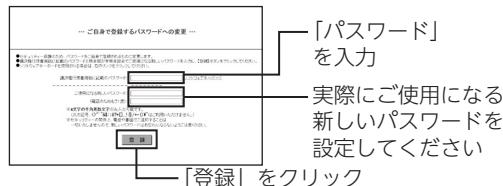
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策と位置づけ、安定した配当の維持を基本とし、通期の業績、経営環境並びに中長期的な財務体質の強化等を総合的に勘案して配当を行う方針といたしております。

しかしながら、ウクライナ情勢の長期化による世界的な資源価格の高止まりの影響や当期における特別損失の計上に加え、今後の経営環境等を総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては、誠に遺憾ではございますが、1株につき15円とさせていただきますと存じます。

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 15円 総額 159,339,315円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2023年 6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案に関しまして、監査等委員会から特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			(ご参考)	
				現在の当社における 地位及び担当	当期における 取締役会への出席状況
1	あらや 新家	こうぞう 康三	再任	代表取締役会長	13回中13回 (100%)
2	あらや 新家	ひろふみ 啓史	再任	代表取締役社長	13回中13回 (100%)
3	きくち 菊知	かつゆき 克幸	再任	常務取締役 企画本部長	13回中13回 (100%)
4	しみず 清水	としひろ 俊弘	再任	常務取締役 事業本部長	13回中13回 (100%)
5	さなだ 眞田	まさのり 昌則	再任	取締役 管理本部長	13回中13回 (100%)
6	いしむら 石村	としお 外志雄	再任	取締役 M&S本部長	13回中13回 (100%)

候補者 番号	ふり がな 氏 名 (生年月日) 性 別	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	あら や こう ぞう 新 家 康 三 (1950年10月25日生) 男 性 再任	1973年 4月 当社 入社 1976年 4月 当社 購買部長 1977年 6月 当社 取締役 1978年11月 当社 第一製造部長 2002年 8月 当社 代表取締役社長 2006年 6月 加賀商工会議所 会頭 2019年 6月 当社 代表取締役会長 (現任)	69,225株
[取締役候補者とした理由等]			
同氏は、1977年6月の当社取締役就任以降、長年にわたって当社経営に携わり、企業価値の向上に貢献しております。2002年8月からは当社代表取締役として、当社のグローバル事業の拡大に大きく寄与しており、当社及び当社グループにおける豊富な業務経験とグローバルな事業経営等に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。			
2	あら や ひろ みみ 新 家 啓 史 (1971年8月20日生) 男 性 再任	2002年 4月 当社 入社 2004年 9月 当社 営業本部営業統括担当部長 2005年 6月 当社 四輪事業部四輪技術営業部長 2007年 6月 当社 執行役員 2008年 4月 DAIDO SITTIPOLO CO.,LTD.代表取締役社長 2010年 4月 D.I.D ASIA CO.,LTD.代表取締役社長 2010年 9月 DAIDO INDIA PVT.LTD.代表取締役社長 2011年 6月 当社 取締役 当社 技術開発本部長 2013年 6月 当社 常務取締役 当社 二輪四輪事業部管掌 DAIDO SITTIPOLO CO.,LTD.取締役副会長 2015年 6月 当社 代表取締役副社長 当社 技術開発本部管掌 DAIDO SITTIPOLO CO.,LTD.取締役会長(現任) 2017年 6月 当社 経営戦略本部管掌 当社 開発本部管掌 2019年 6月 当社 代表取締役社長 (現任) 当社 内部統制監査室管掌 2021年 6月 当社 マーケティング戦略室長 (重要な兼職の状況) DAIDO SITTIPOLO CO.,LTD.取締役会長	11,830株
[取締役候補者とした理由等]			
同氏は、当社グループにとって重要な地域であるアジアにおいて、当社海外子会社の代表取締役社長をはじめとする要職を歴任しており、当社グループ経営における豊富な経験と実績を有しております。現在は当社代表取締役として、成長市場・成長分野の開拓及び当社事業領域・技術領域の拡大に向け陣頭指揮を執っており、これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日) 性別	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	きく ち かっ ゆき 菊 知 克 幸 (1957年10月10日生) 男性 再任	1981年4月 当社 入社 2004年12月 当社 生産本部チェーン製造部担当部長 2005年6月 当社 四輪事業部四輪製造部長 2011年1月 当社 福田工場長 2011年6月 当社 取締役 当社 生産本部長 2015年6月 当社 常務取締役(現任) 当社 管理本部長 当社 安全品質本部管掌 2017年6月 当社 四輪事業部管掌 2019年6月 当社 技術本部長 2020年6月 当社 技術本部管掌 2021年6月 当社 ものづくり改革IT戦略室長 2022年6月 当社 企画本部長(現任)	2,000株
[取締役候補者とした理由等] 同氏は、長年にわたり当社のものでづくりの中核を担ってきた経験から、ものづくり企業に求められる考え方や人材の在り方について深い知見を有しております。現在は常務取締役として企画本部長を務め、ITを活用した当社ものでづくりの改革やM&Aを含む中長期的な事業展開の企画を牽引しており、これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
4	し みず とし ひろ 清水 俊 弘 (1959年2月21日生) 男性 再任	1983年4月 当社 入社 2004年9月 当社 管理本部経営企画部長 2005年6月 当社 経営企画室長 2007年6月 当社 経営企画室付部長 2007年8月 DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.代表取締役社長 2009年4月 DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.代表取締役社長 2010年6月 当社 執行役員 2013年6月 当社 取締役 当社 産機事業部長 2017年6月 当社 常務取締役(現任) 当社 二輪事業部管掌 当社 産機事業部管掌 D.I.D ASIA CO.,LTD.代表取締役社長 2020年6月 当社 開発本部管掌 2021年6月 当社 事業戦略室長 2022年6月 当社 事業本部長(現任)	30,000株
[取締役候補者とした理由等] 同氏は、経営企画部門での要職を経て、複数の海外子会社の代表取締役を務め、その経営に携わってきた経験から、豊富な業務執行経験と深い見識を有しております。現在は常務取締役として事業本部長を務め、当社グループ全体の事業の統括と戦略の立案及び遂行を担っており、これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日) 性別	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	眞田 昌則 (1962年1月7日生) 男性 再任	1984年4月 当社 入社 2005年6月 当社 管理本部総務部長 2007年6月 当社 経営企画室長 2013年6月 当社 執行役員 当社 管理本部長 2015年6月 DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.代表取締役社長 2019年6月 当社 上席執行役員 当社 管理本部長 2020年6月 当社 取締役(現任) 2021年6月 当社 経営管理本部長 2022年6月 当社 管理本部長(現任)	5,000株
[取締役候補者とした理由等] 同氏は、長年にわたり管理部門及び経営企画部門の中核を担っており、財務及び会計に関する深い知見を有しております。また、海外子会社の代表取締役を務め、当社グループ経営における豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役として管理本部長を務めており、これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。			
6	石村 外志雄 (1961年10月15日生) 男性 再任	1984年4月 当社 入社 2004年12月 当社 AS事業部担当部長 2005年6月 当社 経営企画室付担当部長 株式会社D.I.D 産機営業担当部長 2009年6月 株式会社D.I.D 産機営業部長 2011年6月 株式会社D.I.D 取締役 2017年6月 当社 執行役員 当社 産機事業部長 2019年6月 当社 上席執行役員 2020年6月 当社 取締役(現任) 2022年6月 当社 M&S本部長(現任)	4,200株
[取締役候補者とした理由等] 同氏は、長年にわたり産機事業の中核を担っており、営業部門において豊富な業務経験と知見を有しており、また、国内子会社の取締役を務める等、経営に関する優れた能力と見識を有しております。現在は取締役としてM&S本部長を務めており、これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

- (注) 1. 候補者新家啓史氏は、DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.の取締役会長を兼務しており、同社は当社と同一の部類に関する事業を行っており、当社は同社と製品(チェーン等)の取引関係があります。また、当社は同社に対し資金の借入保証を行っております。
2. その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 株式会社D.I.Dは、当社連結子会社でしたが、2018年4月1日付で当社に吸収合併されております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)会社役員の状況」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

(注) 本招集通知記載の候補者を原案通りご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名		企業経営 経営戦略	マーケティング・営業	技術・IT・ 研究開発	製造・品質	財務・ファイ ナンス	法務・リス クスマネ ジメント	人事労務・ 人材開発	グローバル 経 験
取締役	新家 康三	●			●	●	●		
	新家 啓史	●	●	●		●	●		●
	菊知 克幸			●	●			●	
	清水 俊弘	●		●	●	●			●
	眞田 昌則	●				●	●	●	●
	石村 外志雄		●	●					
監査等 委員	梶谷 清浩			●	●		●		
	澤 保	社外 (独立) ●			●	●	●		
	坂下 清司	社外 (独立)				●	●		
	武市 祥司	社外 (独立)		●					

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2020年6月26日開催の当社第127期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「現対応方針」といいます。）を導入しておりますが、その有効期限は、本総会終結の時までとなっております。当社では、現対応方針について、その導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、当社は、2023年5月12日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本総会における株主の皆様のご承認を条件に現対応方針の一部を変更したうえで継続することを決定し、その旨を公表いたしました（以下変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本議案は、当社定款第36条第1項の定めに基づき、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本対応方針の内容は、「Ⅰ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」以下に記載のとおりであります。

なお、本対応方針においては、近時の買収防衛策の発動に関する裁判例等も踏まえ、「大規模買付行為」及び「大規模買付者」の定義の見直し等、所要の修正その他文言の整理等を行っております。

Ⅰ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社がお客様のニーズを満たす技術の徹底追求を行い、高機能、高品質の製品をお届けすることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、①お客様のニーズに応える技術力、②グローバルな供給体制、③取引先との強固な信頼関係、④「D.I.D」の世界的なブランド力、⑤地域経済・社会への貢献及び⑥各事業間の相互補完関係の確保を踏まえ中長期的視点に立った施策を実行することが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。更

に、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、Ⅱ 3. をご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう（詳細につきましては、Ⅱ 4. (1) のイ. ないしト. をご参照下さい。）と認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

Ⅱ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Ⅰで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、(i) 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注4）（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1. 本対応方針継続の必要性

Ⅰで述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会及び独立委員会は、かかる情報が提供された後、それぞれ、大規模買付行為に対

する当社取締役会及び独立委員会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し必要に応じ開示いたします。更に、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとすべく、本対応方針を継続することとしました。

2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者（注5）の中から選任します。本対応方針の継続時の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。また、独立委員会の概要は別紙2のとおりです。

本対応方針においては、下記Ⅱ 4.（1）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権の無償割当てを実施せず、下記Ⅱ 4.（2）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを実施することがある、という形で対抗措置としての新株予約権の無償割当ての実施にかかる客観的な要件を設定しております。また、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの判断（下記Ⅱ 4.（1）をご参照下さい。）、大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記Ⅱ 4.（2）をご参照下さい。）、新株予約権の無償割当てを実施・不実施・停止・変更すべきか否かの判断（下記Ⅱ 4.をご参照下さい。）など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとしします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとしします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとしします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜期限を定め、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供された本必要情報を、速やかに独立委員会に提供するものとし、

本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び関連者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含

みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

- ⑥当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(以下「買付後経営方針等」といいます。)
- ⑦当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に關し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、意向表明書を受領した事実については速やかにこれを開示し、当社取締役会に提供された本必要情報については、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(2) 当社取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の勧告又は新株予約権の無償割当て実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の決議又は株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに開示します。

(3) 当社取締役会による決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施の決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会から新株予約権の無償割当て実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、又は独立委員会から新株予約権の無償割当て実施の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主の皆様に対し新株予約権の無償割当て実施の可否についてお諮りするため、原則として株主総会招集の決議を行い、当該決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様への説明責任を果たすものとし、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために新株予約権の無償割当てを実施することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

なお、当社取締役会は、独立委員会から新株予約権の無償割当て実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、又は独立委員会から新株予約権の無償割当て実施の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、原則として株主総会招集の決議を行い、当該決議に従って、新株予約権の無償割当てを実施することがあります（株主総会を開催する場合の手続きについては、上記3.(3)をご参照下さい。）。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ロ. 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合
- ハ. 大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- 二. 大規模買付行為の条件（対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後における当社グループの従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當な大規模買付行為である場合
- ホ. 当社グループの企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係又は当社グループの企業文化を破壊することなどにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を害する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- ヘ. 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ト. その他 イ. ないし ヘ. に準ずる場合で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

当社取締役会は、当該大規模買付行為が以上の類型に該当すると認められる場合には、当該大規模買付行為に反対しこれを中止することを求めることの可否につき、株主総会において株主の皆様のご意思を確認することもできるものとします。この場合、当社取締役会は独立委員会に諮問し、必ず独立委員会の勧告を経て行うものとします。また、独立委員会は、当社取締役会から、大規模買付行為に反対しこれを中止することを求めることの可否につき諮問を受けた場合のみならず、新株予約権の無償割当て実施の可否につき諮問を受けた場合であっても、大規模買付行為に反対しこれを中止することを求めることの可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うことができるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てを実施し、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び新株予約権の無償割当ての実施の可否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会

が決定します。

新株予約権の無償割当ての概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

(3) 新株予約権の無償割当て実施の停止等について

当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを実施することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、新株予約権の無償割当ての実施が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当て実施の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、新株予約権の無償割当てを実施することが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、次のとおり新株予約権の無償割当て実施を停止することができます。

①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。

②新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような新株予約権の無償割当て実施の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針継続時点においては、新株予約権の無償割当ては実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 新株予約権の無償割当て実施時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議又は株主総会決議に基づき、新株予約権の無償割当てを実施することがあります。この場合、当社取締役会決議又は株主総会決議において定める割当日現在の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられ、かかる株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。新株予約権の無償割当ての仕組上、当社株主の皆様（新株予約権の無償割当て実施の対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、同承認があった日より適用されることとします。有効期限は同承認があった日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の継続（一部を修正したうえで継続も含みます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。

但し、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとし、その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかに開示します。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。その場合にも、当社は、その変更内容を速やかに開示します。

7. 法令等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、2023年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の2第3第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の2第3第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取

引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)、又は

- (iii) 上記(i)又は(ii)の者の関連者((i)これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、(ii)これらの者の公開買付代理人、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー、又は(iii)これらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者(かかる判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、その他意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。))を併せた者をいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の2第3第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。)、又は
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。))の合計をいいます。

かかる株券等保有割合又は株券等所有割合の計算上、(i)当社のある株主(以下、本注2において「当初株主」といいます。))の特別関係者又は共同保有者、及び(ii)当初株主又は上記(i)の者の関連者は、本対応方針においては当初株主の共同保有者又は特別関係者とみなします。以下同じとします。各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。))及び発行済株式の総数(同法第27条の2第3第4項に規定するものをいいます。))は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

注4：当社のある株主(以下、本注4において「当初株主」といいます。))が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本注4において同じとします。))との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当初株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当初株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為として当社取締役会が合理的に認めた行為(かかる判定は、新たな出資関係、業務提携関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、その他意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。))をいいます。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。更に、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ③ 上記①及び②のほか、当社による新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、新株予約権無償割当て決議において定めるものとする。

以上

独立委員会の概要

1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者・又はこれらに準ずる者、3名以上で構成される。本対応方針継続時の構成員は、西徹夫氏、澤保氏、坂下清司氏の3名とする。

3. 任期

独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ①大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦新株予約権の無償割当て実施の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることの可否につき株主総会決議に諮るべきであることの決定
- ⑨新株予約権の無償割当てを実施・不実施・変更・停止すべきかの決定
- ⑩大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑪その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏名	略歴
にし 西 てつお 徹夫	1947年6月生 1977年10月 司法試験合格 1980年4月 弁護士開業 2006年8月 石川県人事委員会委員長（現任） 2008年4月 金沢弁護士会会長 日本弁護士連合会理事・中部弁護士連合会理事 2014年9月 石川県信用保証協会監事（現任） 【備考】 同氏と当社間に特別の利害関係はありません。
さわ 澤 たもつ 保	1947年8月生 1970年4月 新家工業株式会社 入社 2002年6月 同社 取締役 2008年6月 同社 常務取締役 2012年6月 同社 代表取締役社長 2015年6月 当社 取締役 2018年6月 新家工業株式会社 取締役相談役 2020年6月 当社 取締役[監査等委員]（現任） 【備考】 同氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
さかした 坂下 せいじ 清司	1958年2月生 1984年10月 監査法人井上達雄会計事務所 （現 有限責任あずさ監査法人） 入所 1988年3月 公認会計士登録 2003年5月 朝日監査法人 （現 有限責任あずさ監査法人） 社員 2007年5月 あずさ監査法人 （現 有限責任あずさ監査法人） 代表社員 2014年2月 北陸監査法人 代表社員（現任） 2016年6月 小松マテーレ株式会社 監査役（現任） 2019年6月 高松機械工業株式会社 監査役 2019年6月 日本公認会計士協会北陸会 会長 2020年6月 当社 取締役[監査等委員]（現任） 【備考】 同氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症対策と経済活動の両立により回復傾向が期待される一方、前期から継続している半導体不足や中国主要都市におけるロックダウンなどの影響による経済活動の減速に加え、ウクライナ情勢の長期化による世界的な資源価格の高騰や欧米をはじめとする金融引き締めなどにより、景気の後退が懸念されるなど、依然として不透明な状況が続いております。

わが国の経済も、新型コロナウイルス感染症対策としての行動制限の緩和が政府より打ち出され、経済活動は一部の業種で持ち直しの兆しが見られるものの、原材料・エネルギー価格の高騰や欧米各国の利上げを起因とする急激な円安傾向などにより、幅広い分野・産業において様々なコストの上昇が見られ、企業活動と個人消費に影響を及ぼすなど、非常に厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、ベトナム国において既存海外子会社の新支店を開設し新たな事業を開始したことに加え、グループ関連会社の株式を追加取得し子会社化する方針を決定するなど、グループネットワークの連携・強化に資する取り組みを実施してまいりました。また、事業部制から機能部制へ移行する組織改正、本社生産拠点の再編・拡張工事や基幹システムの刷新に向けた取り組みを推進させるなど、積極果敢に将来を見据えた抜本的な構造改革に着手すると共に、自律走行搬送ロボットやEVバイクのコンセプトモデルの開発・発表を行うなど、事業領域の拡大と新規事業の創出に向けた活動を推進してまいりました。

売上高につきましては、55,054百万円（前期比10.4%増）となりました。利益面につきましては、原材料価格やエネルギー価格の高騰等の影響を受け、連結営業利益は1,379百万円（前期比49.1%減）、連結経常利益は1,652百万円（前期比47.0%減）となり、これに加え当期において特別損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は257百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益2,347百万円）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

〔日本〕

完成車メーカー向け二輪車用チェーン、アルミリムの受注が好調に推移したものの、コンベヤ案件の受注が低調に推移したことに加え、原材料価格やエネルギー価格の高騰の影響並びに産業機械用チェーン及び補修市場向けにおいて納期対応に追われたことで費用が高み、外部顧客への売上高は25,497百万円（前期比1.5%増）、営業利益は49百万円（前期比96.0%減）となりました。

〔アジア〕

二輪車用チェーンの受注が好調に推移したことに加え、円安による為替換算の影響を受けたものの、当期における原材料価格やエネルギー価格の高騰の影響を受け、外部顧客への売上高は17,151百万円（前期比18.4%増）、営業利益は687百万円（前期比20.2%減）となりました。

〔北米〕

円安による為替換算の影響を受けたものの、前第1四半期において、IWIS-DAIDO LLC（持分法適用会社）を事業分離により設立後、前第4四半期より連結子会社DAIDO CORPORATION OF AMERICAが米国における自動車部品事業の商流から外れたことに加え、当期における原材料価格やエネルギー価格の高騰の影響を受け、外部顧客への売上高は3,584百万円（前期比1.1%減）、営業利益は144百万円（前期比27.2%減）となりました。

〔南米〕

円安による為替換算の影響に加え、二輪車用チェーン及び産業機械用チェーンの受注が好調に推移したものの、原材料価格やエネルギー価格の高騰の影響を受け、外部顧客への売上高は4,361百万円（前期比45.0%増）、営業利益は176百万円（前期比25.5%減）となりました。

〔欧州〕

補修市場向けにおいて、二輪車用チェーンの受注が好調に推移したことから、外部顧客への売上高は4,459百万円（前期比23.3%増）、営業利益は343百万円（前期比128.8%増）となりました。

② 設備投資等の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は46億75百万円で、その主な内訳は、当社福田工場における塑性加工品量産設備の導入、海外子会社DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.における事業用地の購入、当社及び海外子会社の設備の更新・省エネ化等でありま

③ 資金調達の状況

当期において、第120期に発行した無担保社債の償還資金として、無担保社債25億円を発行しております。その他当社グループの所要資金は、自己資金及び借入金によって賄っております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 127 期	第 128 期	第 129 期	第 130 期
	2019年 4月 1日から 2020年 3月 31日まで	2020年 4月 1日から 2021年 3月 31日まで	2021年 4月 1日から 2022年 3月 31日まで	(当連結会計年度) 2022年 4月 1日から 2023年 3月 31日まで
売 上 高 (百万円)	47,510	42,478	49,847	55,054
営 業 利 益 (百万円)	1,166	1,241	2,707	1,379
経 常 利 益 (百万円)	1,102	1,447	3,119	1,652
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	△1,920	1,049	2,347	△257
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△176.01	96.14	215.11	△23.88
総 資 産 (百万円)	61,859	67,905	71,490	73,029

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第129期の期首から適用しており、第129期以降に係る数値等については、当該会計基準を適用した後の数値等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

セグメント	会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日 本	株式会社大同ゼネラルサービス	30 百万円	100.00%	陸上運送業、石油製品、化学薬品、包装資材の販売、損害保険代理業、自動車の整備・販売
	新星工業株式会社	370 百万円	77.36	各種鋼線の熱処理、伸線の製造・販売、受託加工
ア ジ ア	大同鏈条(常熟)有限公司	4,100 千 米ドル	100.00	コンベヤ、チェーンの製造・販売
	D.I.D PHILIPPINES INC.	120 百 万 ペソ	100.00	チェーン等の製造・販売
	P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	13,444 千 米ドル	100.00	リム、ホイール、チェーンの製造・販売
	D.I.D VIETNAM CO.,LTD.	2,335 千 米ドル	100.00	チェーン等の製造・販売

セグメント	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アジア	DID MALAYSIA SDN. BHD.	1百万 リギット	100.00% (100.00)	チェーン等の販売
	DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.	325百万 バーツ	51.00	チェーン等の製造・販売
	D.I.D ASIA CO.,LTD.	10百万 バーツ	100.00	チェーン等の販売
	INTERFACE SOLUTIONS CO.,LTD.	100百万 バーツ	52.00	物流システム、各種搬送 設備等の製造・販売
	INTERFACE SYSTECH CO.,LTD.	21百万 バーツ	44.20 (44.20)	精密機械搬送設備等の 製造・販売
	DAIDO INDIA PVT.LTD.	918百万 ルピー	100.00 (1.09)	チェーン等の製造・販売
北米	DAIDO CORPORATION OF AMERICA	6,400千 ドル	100.00	チェーンの製造・販売、 リム、ホイール等の販売
南米	DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.	31百万 リアル	100.00	チェーン、コンベヤの 製造・販売
	DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.	31百万 リアル	100.00	チェーン等の製造・販売
欧州	DID EUROPE S.R.L.	510千 ユーロ	100.00	チェーン、リム等の販売

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、当社の間接所有割合で内数であります。
2. 2022年5月において、新星工業株式会社が同社の自己株式を取得したため、当社の議決権比率は77.27%から77.36%へ増加いたしました。
3. 2022年11月において、DAIDO INDIA PVT.LTD.が増資を実施した結果、同社の資本金は918百万ルピーとなりました。なお、同社の増資金額を当社が引き受けたため、当社の議決権比率（100.00%）に変更はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ウクライナ情勢の長期化による世界的な資源価格の高止まりや欧米をはじめとする金融引き締めによる円安の継続など、依然として世界経済は極めて不透明且つ非常に厳しい状況が続くと予想されます。

本年は、『「伝える」「はこぶ」未来をカタチに！』をスローガンとする第12次中期経営計画（2021～2023年度）の最終年度であると同時に、創立90周年を迎える大きな節目の年となります。「EV化」に対応した技術や高度塑性加工技術、表面処理技術など、「強み」とし磨き上げた技術で新たな市場に果敢に挑戦し、一人ひとりの力を集結し事業課題をやりきることで、創立100周年に向けた更なる成長の土台を構築すると共に、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

また、原材料価格の高止まりや資源価格の高騰によるエネルギーコスト上昇への対応を喫緊の課題として捉え、引き続き販売価格への転嫁を機動的に行うことで適正な利益の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

下記製品の製造及び販売等を行っております。

事業区分	主要な事業内容	セグメント
チェーン関連事業	二輪車用、四輪車用、産業機械用（立体駐車装置用、事務機用、農業機械用、水処理装置用、工作機械用、建設機械用、コンベヤ用）	日本、アジア、北米、南米、欧州
コンベヤ関連事業	環境関連設備用、製鉄用、セメント用、四輪車搬送設備用、港湾設備用、鋳業用、化学用、精密機械用、その他産業設備合理化用	日本、アジア、南米
リムホイール関連事業	二輪車用リム、農業機械用ホイール、バギー用ホイール、二輪車用スポーク・ボルト	日本、アジア、北米、欧州
その他の事業	専用機械、工具類、階段昇降装置、製品の部品及び材料	日本

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社	石川県加賀市熊坂町イ197番地
支 社	東京支社 (東京都中央区)
営 業 所	札幌営業所 (北海道札幌市東区) 栃木営業所 (栃木県宇都宮市) 浜松営業所 (静岡県浜松市北区) 名古屋営業所 (愛知県名古屋市中村区) 大阪営業所 (大阪府大阪市中央区) 西日本営業所 (福岡県福岡市博多区) 熊本営業所 (熊本県菊池市)
工 場	本社工場 (石川県加賀市) 福田工場 (石川県加賀市) 動橋工場 (石川県加賀市)

② 重要な子会社

セグメント	会 社 名	所 在 地
日 本	株式会社大同ゼネラルサービス	石川県加賀市
	新星工業株式会社	愛知県名古屋市中川区
ア ジ ア	大同鏈条(常熟)有限公司	中国
	D.I.D PHILIPPINES INC.	フィリピン
	P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	インドネシア
	D.I.D VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム
	DID MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア
	DAIDO SITTIPOLO CO.,LTD.	タイ
	D.I.D ASIA CO.,LTD.	タイ
	INTERFACE SOLUTIONS CO.,LTD.	タイ
	INTERFACE SYSTECH CO.,LTD.	タイ
DAIDO INDIA PVT.LTD.	インド	
北 米	DAIDO CORPORATION OF AMERICA	アメリカ
南 米	DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.	ブラジル
	DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.	ブラジル
欧 州	DID EUROPE S.R.L.	イタリア

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
日本	943 (152)名	33名増
アジア	1,125 (398)	64名増
北米	58 (-)	-
南米	325 (47)	41名増
欧州	14 (2)	1名増
合計	2,465 (599)	139名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者 (定年後再雇用社員、派遣社員等) 数は()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
812(129)名	27名増	40.4歳	15.9年

(注) 従業員数は就業人員です。臨時雇用者 (定年後再雇用社員、派遣社員等) 数は、()内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社北國銀行	7,858百万円
株式会社みずほ銀行	3,353
株式会社三菱UFJ銀行	3,121

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,924,201株 (自己株式301,580株を含む)
- ③ 株主数 4,806名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	799千株	7.53%
株 式 会 社 飯 田	547	5.16
株 式 会 社 北 國 銀 行	542	5.11
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	489	4.61
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	275	2.59
加 賀 商 工 有 限 会 社	262	2.47
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	259	2.44
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	258	2.43
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	258	2.43
新 家 萬 里 子	257	2.42

- (注) 1. 当社は、自己株式を301,580株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	新家康三	
代表取締役社長	新家啓史	DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.取締役会長
常務取締役	菊知克幸	企画本部長
常務取締役	清水俊弘	事業本部長
取締役	眞田昌則	管理本部長
取締役	石村外志雄	M&S本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	梶谷清浩	
取締役 (監査等委員)	澤保	
取締役 (監査等委員)	坂下清司	北陸監査法人 代表社員 小松マテーレ株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	武市祥司	金沢工業大学 情報フロンティア学部 経営情報学科 教授

- (注) 1. 取締役(監査等委員)澤保氏、坂下清司氏及び武市祥司氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役である澤保氏、坂下清司氏及び武市祥司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 梶谷清浩氏は、当社の技術部門、製造部門及び品質部門等における多様な業務経験とものづくりの中核を担ってきた実績を有しており、これらの豊富な経験と知識を活かし、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役(監査等委員)坂下清司氏は、公認会計士として長年培われた財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 補償契約の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

⑤ 取締役の報酬等

1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	198 (-)	198 (-)	-	-	6 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	32 (16)	32 (16)	-	-	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	231 (16)	231 (16)	-	-	10 (3)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

- 2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第127期定時株主総会において年額3億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、7名です。監査等委員の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第127期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、4名です。
- 3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。⑤において以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
- イ. 当該方針の決定の方法
当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり取締役会にて決議しております。
- ロ. 当該方針の内容の概要
当社の取締役の個人別の報酬等については、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、固定報酬及び賞与として金銭を支給するものとします。固定報酬は在職中に定期的に支給し、賞与は在職中に単年度の業績等に応じて支給の有無を決定します。なお、業績連動報酬等、非金銭報酬等は支給しないものとします。
また、当社の取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が委任を受けるものとします。代表取締役社長は、経営内容、経済情勢等とのバランス、各取締役の役位、職責、在任年数、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して、個人別の固定報酬の具体的な額を、並びに単年度の業績等に応じて賞与の支給の有無及び具体的な額を、それぞれ決定する権限を有するものとします。
- ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
当社の取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、代表取締役社長による報酬等の内容の決定方法等を確認しており、当社が決定した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。
- 4) 取締役の個人別の報酬等の委任に関する事項
取締役会は、代表取締役社長新家啓史に対し、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の賞与の支給の有無及び額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑥ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- イ. 取締役（監査等委員）坂下清司氏は、北陸監査法人の代表社員、小松マテーレ株式会社の社外監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ロ. 取締役（監査等委員）武市祥司氏は、金沢工業大学情報フロンティア学部経営情報学科の教授であります。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

役員氏名	職名	取締役会	監査等委員	主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 澤保	保	13/13回 (100%)	11/11回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席いたしました。 澤保氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役としての役割・責務を十分に発揮しております。
取締役（監査等委員） 坂下清司	坂下清司	13/13回 (100%)	11/11回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席いたしました。 坂下清司氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役（監査等委員） 武市祥司	武市祥司	13/13回 (100%)	11/11回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席いたしました。 武市祥司氏は、大学の工学系学部の教授職を長年務め、当社の事業分野にも通ずる豊富な知識と経験を有しており、当社の経営に対する適切な助言と監督を行い、十分な役割・責務を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	46

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、大同鏈条（常熟）有限公司、D.I.D PHILIPPINES INC.、P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING、D.I.D VIETNAM CO.,LTD.、DID MALAYSIA SDN.BHD.、DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.、D.I.D ASIA CO.,LTD.、INTERFACE SOLUTIONS CO.,LTD.、INTERFACE SYSTECH CO.,LTD.、DAIDO INDIA PVT.LTD.、DAIDO CORPORATION OF AMERICA、DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.、DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.、DID EUROPE S.R.L.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
- ④ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部            |               |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>36,045</b> | <b>流動負債</b>        | <b>17,330</b> |
| 現金及び預金          | 8,289         | 支払手形及び買掛金          | 7,154         |
| 受取手形            | 2,991         | 短期借入金              | 5,799         |
| 売掛金             | 8,925         | リース債務              | 148           |
| 契約資産            | 461           | 未払法人税等             | 328           |
| 商品及び製品          | 5,064         | 契約負債               | 198           |
| 仕掛品             | 3,528         | 賞与引当金              | 487           |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,461         | 役員賞与引当金            | 10            |
| その他             | 2,378         | 製品保証引当金            | 58            |
| 貸倒引当金           | △56           | その他                | 3,145         |
| <b>固定資産</b>     | <b>36,930</b> | <b>固定負債</b>        | <b>23,423</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>20,377</b> | 社債                 | 5,700         |
| 建物及び構築物         | 6,092         | 長期借入金              | 11,961        |
| 機械装置及び運搬具       | 7,368         | リース債務              | 1,274         |
| 土地              | 3,172         | 繰延税金負債             | 1,105         |
| リース資産           | 724           | 退職給付に係る負債          | 3,109         |
| 建設仮勘定           | 1,906         | 長期未払金              | 187           |
| その他             | 1,112         | その他                | 85            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>173</b>    | <b>負債合計</b>        | <b>40,753</b> |
| ソフトウェア          | 149           | <b>純資産の部</b>       |               |
| その他             | 23            | 株主資本               | 20,454        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>16,379</b> | 資本金                | 3,536         |
| 投資有価証券          | 15,405        | 資本剰余金              | 3,269         |
| 繰延税金資産          | 280           | 利益剰余金              | 13,884        |
| その他             | 694           | 自己株式               | △235          |
| 貸倒引当金           | △0            | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>6,433</b>  |
| <b>繰延資産</b>     | <b>54</b>     | その他有価証券評価差額金       | 4,978         |
| 社債発行費           | 54            | 為替換算調整勘定           | 1,407         |
| <b>資産合計</b>     | <b>73,029</b> | 退職給付に係る調整累計額       | 47            |
|                 |               | <b>非支配株主持分</b>     | <b>5,388</b>  |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>32,276</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>     | <b>73,029</b> |

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額 | 金 額          |
|--------------------|-----|--------------|
| 売上高                |     | 55,054       |
| 売上原価               |     | 45,111       |
| <b>売上総利益</b>       |     | <b>9,942</b> |
| 販売費及び一般管理費         |     | 8,563        |
| <b>営業利益</b>        |     | <b>1,379</b> |
| 営業外収益              |     |              |
| 受取利息               | 96  |              |
| 受取配当金              | 366 |              |
| 為替差益               | 151 |              |
| 雇用調整助成金            | 24  |              |
| その他の               | 168 | 807          |
| 営業外費用              |     |              |
| 支払利息               | 242 |              |
| 持分法による投資損失         | 205 |              |
| その他の               | 86  | 535          |
| <b>経常利益</b>        |     | <b>1,652</b> |
| 特別利益               |     |              |
| 固定資産売却益            | 44  |              |
| 投資有価証券売却益          | 10  | 54           |
| 特別損失               |     |              |
| 固定資産売却損失           | 7   |              |
| 固定資産除却損失           | 43  |              |
| 減損損失               | 770 | 821          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> |     | <b>885</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税       | 693 |              |
| 法人税等調整額            | 223 | 917          |
| <b>当期純損失</b>       |     | <b>32</b>    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    |     | 225          |
| 親会社株主に帰属する当期純損失    |     | 257          |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2022年4月1日<br>期首残高       | 3,536   | 3,267     | 14,524    | △8      | 21,321      |
| 事業年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                  |         |           | △382      |         | △382        |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減      |         | 1         |           |         | 1           |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)      |         |           | △257      |         | △257        |
| 自己株式の取得                 |         |           |           | △227    | △227        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | 1         | △640      | △227    | △866        |
| 2023年3月31日<br>期末残高      | 3,536   | 3,269     | 13,884    | △235    | 20,454      |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |            |                  |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|-------------------------|-----------------------|------------|------------------|-------------------|---------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換<br>算調整 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |        |
| 2022年4月1日<br>期首残高       | 4,561                 | 446        | 90               | 5,098             | 4,829   | 31,249 |
| 事業年度中の変動額               |                       |            |                  |                   |         |        |
| 剰余金の配当                  |                       |            |                  |                   |         | △382   |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減      |                       |            |                  |                   |         | 1      |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)      |                       |            |                  |                   |         | △257   |
| 自己株式の取得                 |                       |            |                  |                   |         | △227   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 416                   | 961        | △43              | 1,334             | 558     | 1,893  |
| 事業年度中の変動額合計             | 416                   | 961        | △43              | 1,334             | 558     | 1,027  |
| 2023年3月31日<br>期末残高      | 4,978                 | 1,407      | 47               | 6,433             | 5,388   | 32,276 |

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部        |               |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>18,437</b> | <b>流動負債</b>    | <b>9,933</b>  |
| 現金及び預金          | 3,188         | 買掛金            | 4,210         |
| 受取手形            | 1,790         | 短期借入金          | 1,793         |
| 売掛金             | 5,655         | 長期借入金(返済1年以内)  | 1,617         |
| 契約資産            | 8             | リース債務          | 125           |
| 商品及び製品          | 1,945         | 未払法人税等         | 45            |
| 仕掛品             | 2,021         | 契約負債           | 75            |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,361         | 賞与引当金          | 353           |
| その他             | 2,465         | 製品保証引当金        | 58            |
| <b>固定資産</b>     | <b>27,474</b> | その他            | 1,653         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>10,586</b> | <b>固定負債</b>    | <b>22,088</b> |
| 建物              | 3,420         | 社債             | 5,700         |
| 構築物             | 400           | 長期借入金          | 11,695        |
| 機械及び装置          | 3,162         | リース債務          | 1,182         |
| 車輜運搬具           | 36            | 繰延税金負債         | 957           |
| 土地              | 1,569         | 退職給付引当金        | 2,414         |
| リース資産           | 620           | 長期未払金          | 138           |
| 建設仮勘定           | 1,023         | <b>負債合計</b>    | <b>32,022</b> |
| その他             | 352           | <b>純資産の部</b>   |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>73</b>     | <b>株主資本</b>    | <b>9,072</b>  |
| ソフトウェア          | 63            | 資本金            | 3,536         |
| その他             | 9             | 資本剰余金          | 2,861         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>16,815</b> | 資本準備金          | 2,861         |
| 投資有価証券          | 10,213        | <b>利益剰余金</b>   | <b>2,904</b>  |
| 関係会社株式          | 3,693         | 利益準備金          | 556           |
| 関係会社出資金         | 1,263         | その他利益剰余金       | 2,348         |
| 関係会社長期貸付金       | 1,534         | 固定資産圧縮積立金      | 185           |
| その他             | 454           | 別途積立金          | 1,872         |
| 貸倒引当金           | △344          | 繰越利益剰余金        | 291           |
| <b>繰延資産</b>     | <b>54</b>     | <b>自己株式</b>    | <b>△229</b>   |
| 社債発行費           | 54            | 評価・換算差額等       | 4,871         |
| <b>資産合計</b>     | <b>45,966</b> | その他有価証券評価差額金   | 4,871         |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>13,944</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>45,966</b> |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額            |
|-----------------|-------|--------------|
| 売上高             |       | 27,539       |
| 売上原価            |       | 23,820       |
| <b>売上総利益</b>    |       | <b>3,718</b> |
| 販売費及び一般管理費      |       | 4,071        |
| <b>営業損失</b>     |       | <b>352</b>   |
| 営業外収益           |       |              |
| 受取利息            | 27    |              |
| 受取配当金           | 903   |              |
| 為替差益            | 86    |              |
| その他             | 79    | 1,096        |
| 営業外費用           |       |              |
| 支払利息            | 65    |              |
| 社債利息            | 43    |              |
| 社債発行費償却         | 7     |              |
| 関係会社貸倒引当金繰入額    | 48    |              |
| その他             | 42    | 207          |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>536</b>   |
| 特別利益            |       |              |
| 固定資産売却益         | 2     |              |
| 投資有価証券売却益       | 10    | 12           |
| 特別損失            |       |              |
| 固定資産売却損         | 7     |              |
| 固定資産除却損         | 0     |              |
| 減損              | 244   |              |
| 関係会社株式評価損       | 1,032 | 1,284        |
| <b>税引前当期純損失</b> |       | <b>735</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 68    |              |
| 法人税等調整額         | △4    | 64           |
| <b>当期純損失</b>    |       | <b>799</b>   |

# 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |              |                      |                 |           |        |             |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------|----------------------|-----------------|-----------|--------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金            |                 |           |        | 利 益 剰 余 金 計 |
|                             |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金                | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           |        |             |
|                             |         |           |              | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 別 積 立 金         | 繰 越 利 益 金 |        |             |
| 2022年4月1日<br>期 首 残 高        | 3,536   | 2,861     | 2,861        | 556                  | 185             | 1,872     | 1,472  | 4,086       |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |              |                      |                 |           |        |             |
| 剰余金の配当                      |         |           |              |                      |                 |           | △382   | △382        |
| 当期純損失(△)                    |         |           |              |                      |                 |           | △799   | △799        |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩            |         |           |              |                      | △0              |           | 0      | -           |
| 自己株式の取得                     |         |           |              |                      |                 |           |        | -           |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |              |                      |                 |           |        |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -         | -            | -                    | △0              | -         | △1,181 | △1,182      |
| 2023年3月31日<br>期 末 残 高       | 3,536   | 2,861     | 2,861        | 556                  | 185             | 1,872     | 291    | 2,904       |

|                             | 株 主 資 本 |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|---------|-------------|----------------------------|------------------------|-----------|
|                             | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 2022年4月1日<br>期 首 残 高        | △1      | 10,482      | 4,484                      | 4,484                  | 14,967    |
| 事業年度中の変動額                   |         |             |                            |                        |           |
| 剰余金の配当                      |         | △382        |                            |                        | △382      |
| 当期純損失(△)                    |         | △799        |                            |                        | △799      |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩            |         |             |                            |                        | -         |
| 自己株式の取得                     | △227    | △227        |                            |                        | △227      |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |             | 387                        | 387                    | 387       |
| 事業年度中の変動額合計                 | △227    | △1,409      | 387                        | 387                    | △1,022    |
| 2023年3月31日<br>期 末 残 高       | △229    | 9,072       | 4,871                      | 4,871                  | 13,944    |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

大同工業株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

北 陸 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 智 昭  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大同工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

大同工業株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

北 陸 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 智 昭  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大同工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第130期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

大同工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 梶 谷 清 浩 ㊟

監査等委員 澤 保 ㊟

監査等委員 坂 下 清 司 ㊟

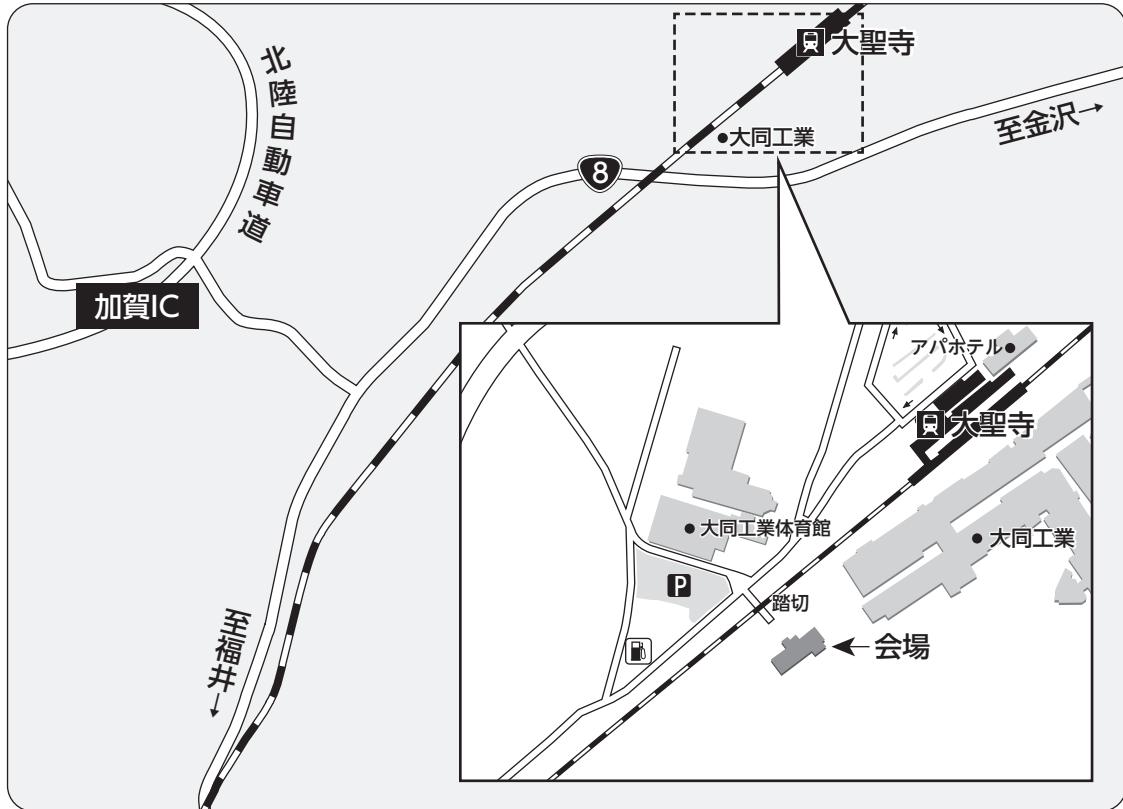
監査等委員 武 市 祥 司 ㊟

(注) 監査等委員 澤保、坂下清司 及び 武市祥司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：石川県加賀市熊坂町イ197番地  
当社 致遠館 1階大ホール



交通 JR西日本北陸本線「大聖寺駅」下車、徒歩で約3分です。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。